

別表第十六(第十八条関係)

(第一面)

第 号	
写	身分証明書
	所属局部課名
	職名及び氏名
真	生年月日
上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。	
	交付年月日
	有効期間
	国土交通大臣
	地方整備局長
	北海道開発局長
	印

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)

(第二面)

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋
第57条の3 国土交通大臣は、測量業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、測量業を営む者について、その業務、財産若しくは測量実施の状況につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。